

平成20年12月19日

国際裁判管轄法制に関する検討事項（2）

第2 特別裁判籍（続き）

6 社団又は財団に関する訴え

社団又は財団に関する訴えの特別裁判籍については、以下のとおりとすることかどうか。

- ① 会社法第7編第2章に規定する訴え（同章第6節に規定する訴えを除く。）、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第6章第2節に規定する訴えその他これに準ずる訴えは、会社、一般社団法人、一般財団法人その他の法人が日本の法令により設立されたものであるときは、日本の裁判所の管轄に専属するものとする。
- ② 【甲案】社団又は財団からの役員又は役員であった者に対する訴えで役員としての資格に基づくものは、
 - 【A案】当該社団又は財団の主たる事務所又は営業所の所在地が日本国内にあるとき
 - 【B案】当該社団若しくは財団の主たる事務所若しくは営業所の所在地が日本国内にあるとき又は当該社団若しくは財団が日本の法令により設立されたものであるとき
 - 【C案】当該社団又は財団が日本の法令により設立されたものであるとき（当該社団又は財団が法人でない場合は、当該社団又は財団の主たる事務所又は営業所の所在地が日本国内にあるとき。）は、日本の裁判所に提起することができるものとする。
【乙案】法第5条第8号に掲げる訴えの特別裁判籍について、特段の規律を置かないものとする。

（参照条文）

- 民事訴訟法第5条 次の各号に掲げる訴えは、それぞれ当該各号に定める地を管轄する裁判所に提起することができる。
 - 一～七 （略）
 - 八 会社その他の社団又は財団に関する 社団又は財団の普通裁判籍の

訴えで次に掲げるもの	所在地
イ 会社その他の社団からの社員若しくは社員であった者に対する訴え、社員からの社員若しくは社員であった者に対する訴え又は社員であった者からの社員に対する訴えで、社員としての資格に基づくもの	
ロ 社団又は財団からの役員又は役員であった者に対する訴えで役員としての資格に基づくもの	
ハ 会社からの発起人若しくは発起人であった者又は検査役若しくは検査役であった者に対する訴えで発起人又は検査役としての資格に基づくもの	
ニ 会社その他の社団の債権者からの社員又は社員であった者に対する訴えで社員としての資格に基づくもの	
九～十五 (略)	

(補足説明)

1 本文①について

本文①は、会社法第7編第2章（同法第828条から第867条まで）並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第6章第2節（同法第264条から第286条まで）などに規定される訴えの類型について、当該法人が日本の法令により設立されたものである場合に、日本の裁判所の専属管轄とすることを提案するものである。

(1) 訴えの範囲について

会社法第7編第2章は、(i)会社の組織に関する訴え、(ii)株式会社における責任追及等の訴え、(iii)株式会社の役員等の解任の訴え、(iv)特別清算に関する訴え、(v)持分会社の社員の除名の訴え等、(vi)社債発行会社の弁済等の取消しの訴えについて、専属管轄の規定を設けている。ただし、同章が規定する訴えのうち、清算持分会社の財産処分等の取消しの訴え（同法第863条）については、管轄に関する規定はなく、民事訴訟法の管轄規定によるものとされている。この訴えの性質は通常の債権者取消訴訟であることに照らすと、同章の他の訴えと異なり、日本の裁判所の専属とする必要はないものと考えられる。

また、一般法人法第6章第2節は、(i)一般社団法人等の組織に関する訴え、(ii)役員等の責任追及の訴え、(iii)役員等の解任の訴えについて、専属管轄の規定を設けている。

さらに、「これに準ずる訴え」としては、会社法第7編第2章中の専属管轄の規定を他の法律が準用している場合（例えば保険業法第30条の8第6項）等が考

えられる。

よって、本文①は、会社法第7編第2章（ただし同章第6節を除く。）及び一般
法人法第6章第2節に規定される訴えその他これに準ずる訴えを対象として、専
属管轄の規定を設けることとしている。

(2) 法人の範囲について

外国の法令により設立された法人が日本に定款上の本店等の所在地を置いてい
る場合には、擬似外国会社（会社法第821条第1項）に該当する可能性がある
が、会社の組織に関する訴え等については、当該会社の設立準拠国の裁判所に
委ねることが相当であり、外国の法人について他に日本の裁判所に国際裁判管轄
を認めるべき場合があることは想定し難い。他方、日本の法令により設立された
法人が外国に定款上の本店を置くことは認められていないから、日本の法令によ
り設立された法人について専属管轄とする場合には、定款上の本店等の所在地を
基準としても、設立準拠法を基準としても結論に差異はないと考えられる。

このため、本文①は、日本の法令により設立された法人について、日本の裁判
所の専属管轄とすべきものとしている。

2 本文②について

本文②は、法第5条第8号が規定する社団又は財団（以下「社団等」という。）に
関する訴えについて、国際裁判管轄に関する規律を設けるか否か、及びどのような
範囲について規律を設けるかにつき、複数の考え方を提示するものである。

(1) 訴えの範囲について

法第5条第8号の趣旨は、証拠収集の便宜並びに複数の同種事件の効率的な審
理及び統一的な判断の確保にあるとされる。同号が規定する訴えの類型は、下記
の表のとおりであり、会社法が規定する訴えのうち、本号に含まれるものと含ま
れないものの詳細は、部会資料10のとおりである。

法第5条第8号が規定する訴え

	原告	被告
イ	会社その他の社団	社員・社員であった者
	社員	社員・社員であった者
ロ	社団又は財団	役員・役員であった者
ハ	会社	発起人・発起人であった者
		検査役・検査役であった者
二	社団の債権者	社員・社員であった者

(2) 甲案について

甲案は、法第5条第8号が規定する訴えのうち、イ、ハ及びニの訴えについては、被告とされる社員又は社員であった者等と社団等の本店所在地との結びつきが必ずしも強いとはいえず、また、国際裁判管轄が問題とされる事案において、持分会社又はその社員が当事者となるような事案は現実的にはほとんど想定し難いことから、国際裁判管轄に関する規律を設ける必要性・合理性はないと考えられるが、ロの訴えについては、社団等が外国に居住する役員等に対して訴えを提起することが想定され、また、役員職務の内容や権限に照らしても、特別裁判籍を設けることが相当であると考えられることから、国際裁判管轄の規律としては、社団等から役員又は役員であった者に対する訴えで役員としての資格に基づくものに限り、特別裁判籍を設けることを提案するものである。

その上で、甲案は、その対象となる社団等の範囲や管轄の基準地について、以下の複数の考え方を提示するものである。

ア A案は、社団等の実質的な活動の中心地に証拠が多くあると考えられることから、こうした証拠収集の便宜等を考慮し、社団等の主たる営業所等の所在地が日本国内にある場合に、日本の裁判所の管轄を認める考え方である。

イ B案は、A案とC案の折衷案であり、社団等が日本の法令により設立されたものである場合又は当該社団等の主たる営業所等の所在地が日本国内にある場合に、日本の裁判所の国際裁判管轄を認める考え方である。

ウ C案は、擬似外国会社から役員に対する訴えについては、その設立準拠法国の裁判所に委ねることが相当であることから、法人が日本の法令により設立されたものである場合に日本の裁判所の国際裁判管轄を認めることとし、社団等が法人でない場合には、その社団等の主たる営業所等の所在地に、日本の裁判所の国際裁判管轄を認める考え方である。

(3) 乙案について

乙案は、法第5条第8号が規定する各訴えについて、特に国際裁判管轄に関する規律を設ける必要性・合理性があるという事例が想定できず、かえって、規律を設けると、被告の応訴の負担が過大になるとして、特段の規律を設けないものとする考え方である。

(注)

部会資料10記載のとおり、法第5条第8号は、(i)社員から役員等に対する訴え、(ii)役員から役員等に対する訴え、(iii)社団等の債権者から役員等に対する訴えについては、訴えの対象に含めていないが、これらの種類の訴えについて、国際裁判管轄において特段の規律を設ける必要があるか否かについては、どのよ

うに考えるか。

このうち(i)及び(ii)については、株主や監査役等から取締役等に対する法令違反行為等の差止めの訴えが社団の役員に対する訴えと解されている(同資料2の(1)及び(3)の記載参照)ことに照らすと、具体的に問題となる状況は必ずしも想定し難い。他方、(iii)については、第三者から取締役等に対する損害賠償の訴えが考えられるところ(同資料2の(2)の記載参照)、この訴えについては会社法等に専属管轄の規定はなく、国際裁判管轄に関する規律として義務履行地から法定債権を除外すると、義務履行地管轄も認められないこととなると考えられるので、社団又は財団に関する訴えの特別裁判籍に加えるかどうかが問題となる(なお、第三者から取締役等に対する損害賠償の訴えについて、不法行為地管轄が認められるかどうかについては、学説上争いがあるが、これを肯定したと解される裁判例として、大阪高決昭和54・1・16判タ381号154頁がある。)

(参考)

- 1 ドイツ民事訴訟法第22条は、「市町村、公共団体、会社、組合又はその他の社団が普通裁判籍を有する裁判所は、これらの団体よりその構成員に対する訴え又は構成員相互間においてその構成員たる資格により提起される訴えについて管轄権を有する。」と規定している。
- 2 大正15年改正前の民事訴訟法第19条は、社団から社員に対する訴え及び社員間の訴えについてのみ特別裁判籍を設けていたが、同改正により、現在と同様の規定が設けられた。
- 3 法第5条第8号が規定する特別裁判籍が、国際裁判管轄の原因として主張された裁判例は見当たらない。
- 4 ブリュッセルI規則第22条第2号、ブリュッセル条約第16条第2号、ルガノ条約第16条第2号は、会社その他の法人の設立の有効無効若しくは解散、又はその機関の決議の有効性に関する事件について、「会社その他の法人が本拠を有する構成国(締約国)」の専属管轄を定めている。他方、草案第12条第2項は、法人の有効性、無効若しくは解散又は法人の機関の決定の有効性若しくは無効を目的とする手続については、「当該法人の準拠法の属する締約国の裁判所」が専属的な管轄権を有すると定めている。

7 不動産に関する訴え

不動産に関する訴えの特別裁判籍については、以下のとおりとすることでどうか。

- ① 不動産に関する訴えは、その不動産の所在地が日本国内にあるときは、

日本の裁判所に提起できるものとする。

②【甲案】上記①の規律以外に特段の規律を設けないものとする。

【乙案】不動産に関する訴えのうち、物権及び物権的請求権に係る訴えは、上記①の規律にかかわらず、その不動産の所在地が日本国内にあるときは、日本の裁判所の管轄に専属するものとする。

(参照条文)

○ 民事訴訟法第5条 次の各号に掲げる訴えは、それぞれ当該各号に定める地を管轄する裁判所に提起することができる。

一～十一 (略)

十二 不動産に関する訴え

不動産の所在地

十三～十五 (略)

(補足説明)

1 本文①について

本文①は、不動産に関する訴えについて、国内裁判管轄と同様の趣旨から、不動産の所在地を特別裁判籍とすることを提案するものである。法第5条第12号にいう「不動産に関する訴え」には、不動産に関する物権の訴えのみならず、契約に基づく不動産の引渡請求など債権の訴えも含まれるが、不動産の売買代金や賃料等を請求する訴えは、不動産に関する権利を目的とするものではないので、これに含まれないと解されており、本文も同様の理解を前提としている。

2 本文②について

(1) 甲案について

甲案は、例えば、日本に住所を有する日本人同士が外国に所在する不動産の所有権の帰属を争うような場合にまで、日本の裁判所の国際裁判管轄を否定する理由はないことなどの理由から、不動産に関する訴えのうち、物権及び物権的請求権に係る訴えについても、不動産所在地の裁判所の専属管轄とはしないとするものである。

(2) 乙案について

乙案は、不動産の属地的な性質を重視し、不動産に関する訴えのうち、不動産の物権自体や物権的請求権に係る訴え（所有権等の積極的又は消極的確認訴訟、所有権に基づく返還請求訴訟、地上権、永小作権等に基づく妨害排除請求訴訟等）について、不動産所在地の裁判所の専属管轄とする考え方である。

(参考)

1 静岡地裁浜松支部平成3・7・15判時1401号98頁は、日本法人が、米国

在住の日本人に対し、米国に所在する不動産を引き渡す契約上の債務の不存在確認を求めた事案である。裁判所は、不動産の権利関係をめぐる訴訟については不動産が所在する国の専属管轄を認める旨の国際慣習法が存在するとの被告の主張に対し、そのような国際法上の制約が存在するとはいえないと判示したが、結論としては日本の裁判所の国際裁判管轄を否定した。

- 2 ブリュッセル I 規則第 2 2 条第 1 号、ブリュッセル条約第 1 6 条第 1 号 a、ルガノ条約 1 6 条第 1 号 a は、不動産物権及び不動産賃貸借に関する事件について、不動産が所在する国の専属管轄を定めている。ただし、6 か月以内の個人的使用のための賃貸借については、所有者と賃借人が同一の国に住所を有するなどの一定の要件の下で、被告の住所地国の管轄も認める。他方、草案第 1 2 条第 1 項は、不動産の物権又は賃貸借を目的とする手続について、当該不動産が所在する国の専属管轄を認めつつ、賃貸借が目的となっている手続において賃借人が他国に常居所を有する場合を除外している。

8 登記又は登録に関する訴え

登記又は登録に関する訴えの特別裁判籍については、以下のとおりとすることかどうか。

登記又は登録に関する訴えは、その登記又は登録をすべき地が日本国内にあるときは、日本の裁判所の管轄に専属するものとする。

(参照条文)

- 民事訴訟法第 5 条 次の各号に掲げる訴えは、それぞれ当該各号に定める地を管轄する裁判所に提起することができる。
- | | | |
|-------|--------------|-------------|
| 一～十二 | (略) | |
| 十三 | 登記又は登録に関する訴え | 登記又は登録をすべき地 |
| 十四、十五 | (略) | |

(補足説明)

本文は、登記又は登録に関する訴えについて、その登記・登録をすべき地の国の裁判所に専属的な国際裁判管轄を認めることを提案するものである。法令に基づいて行われる権利の公示は公益性が高く、また、国際裁判管轄の場合には、登記・登録をすべき地以外の国において判決を得たとしても、相手方の任意の協力を得ない限り、その登記・登録をすべき国における承認等の手続が必要となるなど、迂遠な手続を要する。そこで、登記・登録をすべき地が日本国内にあるときには、日本の裁判所の専属管轄とすることとしたものである。

(参考)

- 1 知的財産権の登録に関する訴えについては、別途規律を検討する予定である。
- 2 ブリュッセル I 規則第 2 2 条 3 号、ブリュッセル条約第 1 6 条第 3 号、ルガノ条約第 1 6 条第 3 号は、公簿への登記の有効性に関する事件について、「公簿を備置する構成国（締約国）」の専属管轄を定めている。草案第 1 2 条第 3 項もほぼ同様である。

9 相続に関する訴え

相続に関する訴えの特別裁判籍については、以下のとおりとすることでどうか。

- ① 相続権若しくは遺留分に関する訴え又は遺贈その他死亡によって効力を生ずべき行為に関する訴えは、相続開始の時ににおける被相続人の普通裁判籍の所在地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起できるものとする。
- ② 相続債権その他相続財産の負担に関する訴えで上記①に掲げる訴えに該当しないものは、相続開始の時ににおける被相続人の普通裁判籍の所在地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起できるものとする。

(参照条文)

- | | |
|--|---------------------------|
| ○ 民事訴訟法第 5 条 次の各号に掲げる訴えは、それぞれ当該各号に定める地を管轄する裁判所に提起することができる。 | |
| 一～十三 (略) | |
| 十四 相続権若しくは遺留分に関する訴え又は遺贈その他死亡によって効力を生ずべき行為に関する訴え | 相続開始の時ににおける被相続人の普通裁判籍の所在地 |
| 十五 相続債権その他相続財産の負担に関する訴えで前号に掲げる訴えに該当しないもの（相続財産の全部又は一部が同号に定める地を管轄する裁判所の管轄区域内にあるときに限る。） | 同号に定める地 |

(補足説明)

1 本文①について

本文①は、国内裁判管轄と同様の趣旨から、法第 5 条第 1 4 号が掲げる訴えについて、相続開始時の被相続人の普通裁判籍の所在地が日本国内にある場合に、日本の裁判所の国際裁判管轄を認めることを提案するものである。なお、「被相続人の普通裁判籍の所在地」は自然人の普通裁判籍と同一であることを前提としている。

2 本文②について

本文②は、法第 5 条第 1 5 号が掲げる訴えについて、相続開始時の被相続人の普

通裁判籍所在地が日本国内にある場合には、その所在地に相続財産があるかどうかにかかわらず、日本の裁判所の国際裁判管轄を認めることを提案するものである。同号による特別裁判籍は、相続財産の全部又は一部が相続開始時の被相続人の普通裁判籍の所在地に存在する場合に限定されており、これは執行準備のためと解されているが、相続人を連帯債務者とする訴えを提起する場合等を考慮すると、被告の普通裁判籍の所在地とは別に、いずれか一か所で訴えを提起できることが望ましいと考えられることから、相続財産の存在を要件とすることなく、特別裁判籍を認めることとしたものである。

(参考)

- 1 相続債権等の訴えに関し、ドイツ民事訴訟法第28条は、「遺産の全部若しくは一部がなお裁判所の管轄区域内に存するとき又は現存する複数の相続人がなお連帯債務者としての責任を負うとき」は、相続開始時における普通裁判籍所在地に管轄を認めており、複数の相続人を被告とする訴えについては、相続財産の存在を要件としていない。
- 2 ブリュッセルI規則、ブリュッセル条約、ルガノ条約及び草案では、相続については、いずれも規律の対象外とされている。

10 債務不存在確認の訴え

債務不存在確認の訴えの特別裁判籍については、特段の規律を設けないものとするかどうか。

(補足説明)

債務不存在確認の訴えについては、債務者が、(i)義務履行地で提起する場合、(ii)不法行為地で提起する場合、(iii)財産所在地で提起する場合等が考えられるが、当該訴えの対象となる債務や、原告が主張する裁判籍は様々であり、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるか否かは、債務の性質や裁判籍の趣旨等に従って判断されると考えられることから、特段の規律を設けないことを提案するものである。

(参考)

- 1 不法行為に基づく損害賠償請求債務の不存在確認の訴えについて、不法行為地の特別裁判籍を認めた裁判例は複数ある。例えば、東京地裁平成10・11・27判タ1037号235頁は、不法行為に基づく損害賠償債務の不存在確認の訴えについても、不法行為地を管轄する裁判所が管轄を有すると判示している。
- 2 債務不存在確認の訴えについて、債権の財産所在地が原告の住所地にあることを認めると、債務者は常に自らの住所地の裁判所に訴えを提起できることになり、他方、債権者は自己と関連のない国において応訴することを余儀なくされることなど

を理由として、日本の裁判所の国際裁判管轄を否定した裁判例として、東京地裁昭和62・7・28判時1275号77頁がある。

3 条約等には、債務不存在確認の訴えについて、特段の規定は設けられていない。

第3 合意管轄，応訴管轄

1 合意管轄

合意管轄については、以下のとおりとすることでどうか。

- ① 当事者は、第一審に限り、合意により管轄裁判所を定めることができるものとする。
- ② 上記①の規律は、訴えに係る請求について、日本の法令によれば、日本の裁判所の管轄に専属するような管轄原因が外国にあるときは、適用しないものとする。
- ③ 上記①の合意（以下「管轄合意」という。）は、一定の法律関係に基づく訴えに関し、かつ、書面でしなければ、その効力を生じないものとする。
- ④ 書面によってされた契約において、管轄合意を内容とする条項が記載された文書が当該契約の一部を構成するものとして引用されているときは、その管轄合意は書面によってされたものとする。
- ⑤ 管轄合意がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によってされたときは、その合意は、書面によってされたものとする。
- ⑥ 管轄合意を含む一の契約において、管轄合意以外の契約条項が無効、取消しその他の事由により効力を有しないものとされる場合においても、管轄合意は、当然には、その効力を妨げられないものとする。
- ⑦ 【甲案】当事者が外国の裁判所を管轄裁判所とする合意をしたときは、別段の定めをしない限り、日本の裁判所の国際裁判管轄を排除するとの合意をしたものとみなすものとする。
【乙案】特段の規律を設けないものとする。

（参照条文）

- 民事訴訟法第11条 当事者は、第一審に限り、合意により管轄裁判所を定めることができる。
 - 2 前項の合意は、一定の法律関係に基づく訴えに関し、かつ、書面でしなければ、その効力を生じない。
 - 3 第1項の合意がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であ

って、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)によってされたときは、その合意は、書面によってされたものとみなして、前項の規定を適用する。

- 同法第13条 第4条第1項、第5条、第6条第2項、第6条の2、第7条及び前2条の規定は、訴えについて法令に専属管轄の定めがある場合には、適用しない。
 - 2 (略)
- 仲裁法第13条 (略)
 - 2 仲裁合意は、当事者の全部が署名した文書、当事者が交換した書簡又は電報（ファクシミリ装置その他の隔地者間の通信手段で文字による通信内容の記録が受信者に提供されるものを用いて送信されたものを含む。）その他の書面によってしなければならない。
 - 3 書面によってされた契約において、仲裁合意を内容とする条項が記載された文書が当該契約の一部を構成するものとして引用されているときは、その仲裁合意は、書面によってされたものとする。
 - 4 仲裁合意がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によってされたときは、その仲裁合意は、書面によってされたものとする。
 - 5 (略)
 - 6 仲裁合意を含む一の契約において、仲裁合意以外の契約条項が無効、取消しその他の事由により効力を有しないものとされる場合においても、仲裁合意は、当然には、その効力を妨げられない。

(補足説明)

1 本文①について

本文①は、国内裁判管轄の規律と同様の趣旨から、第一審に限り、当事者が合意により管轄裁判所を定めることができるものとすることを提案するものである。

(参考)

- 1 消費者契約関係の訴え及び労働関係の訴えについては、別途規律を検討するため、本文の対象とはしていない。
- 2 最判昭和50・11・28民集29巻10号1554頁（以下「最判昭和50年」という。）は、海上火災保険会社で日本法人である原告が、国際海運業者でオランダ法人である被告（神戸市に営業所を有する。）に対し、積荷海上保険契約に基づき代位取得した損害賠償請求権に基づく損害賠償金の支払を求めた事案につき、①国際的裁判管轄の合意は、特定国の裁判所を管轄裁判所として明示的に指定する当事者の一方が作成した書面に基ついて締結されれば足りる、②国際的専属的裁判管轄の合意は、当該事件が我が国の裁判権に専属的に服するものではなく、かつ指定された外国の裁判所がその外国法上当該事件につき管轄権を有する場合には、その管轄の合意がはなはだしく不合理で公序法に違反するとき等の場合は格別、原則として有効である、③専属的管轄合意が被告の発行した船荷証券上の管轄約款に基づくものであり、合意に従うと荷主の負うこととなる費用及び手数が増大するとして

も、それだけでは公序違反として無効とはいえないとして、船荷証券上に記載のあるアムステルダム裁判所の専属管轄とする合意の有効性を認めた。

- 3 ブリュッセル I 規則第 23 条第 1 項、ブリュッセル条約第 17 条第 1 項、ルガノ条約第 17 条第 1 項とも、特定の法律関係につき既に生じた紛争又は将来生じうる紛争のため、裁判所の管轄を合意することを認めている。

2 本文②について

本文②は、日本の裁判所を管轄裁判所とする旨の合意がある場合であっても、日本の法令（具体的には国際民事訴訟法）によれば、外国の裁判所の専属管轄に属すべき場合には、管轄合意の効力を否定し、日本の裁判所の管轄を認めないこととする趣旨である。専属管轄は、裁判の適正・迅速という公益的要請により設けられたものであり、当事者の意思によりその適用を排除することは相当でないためである。

(参考)

ブリュッセル I 規則第 23 条第 5 項、ブリュッセル条約第 17 条第 3 項、ルガノ条約第 17 条第 4 項に同趣旨の規定がある。

3 本文③について

本文③は、国内裁判管轄の規律と同様の趣旨から、管轄の合意の対象を一定の法律関係に基づくものに限り、合意の方式として書面によることを要件とすることを提案するものである。

(参考)

- 1 本文③で定める合意の方式は、法第 11 条第 2 項についてと同様に、合意の成立と内容が書面によって明らかであれば、必ずしも同一書面でされる必要はなく、申込みと承諾とが別個の書面でされてもよいし、申込みは、特定の人に対してだけでなく、一定の権利関係により生じる訴訟について当事者となるべき不特定の人に対してもすることができるという理解を前提としている。
- 2 ブリュッセル I 規則第 23 条第 1 項、ブリュッセル条約第 17 条第 1 項及びルガノ条約第 17 条第 1 項は、書面のほか、書面による確認を伴った口頭による方式、当事者間で確立している慣行に従った方式、国際取引においては、両当事者が知り又は当然知るべきであった慣習で、国際取引において関連する特定の取引分野で同じ種類の契約をする者に広く知られ、かつ、通常一般に遵守されている慣習に従った方式を有効と認めており、管轄合意条約第 3 条(c)は、書面のほか、後の参照の用に供しうる情報を残す他のすべての通信手段を有効と認めている。

4 本文④について

本文④は、当事者が契約を締結する際に国際裁判管轄に関する合意を記載した別の書面を引用する場合について、当該契約を書面でし、管轄合意が記載された別の書面を当該契約の一部を構成するものとして引用するものであるときは、当該契約を合意付きのものとみなし、管轄合意が記載された別の書面を添付していない場合でも、管轄合意の書面性を満たすことを定めるものである（仲裁法第13条第3項参照）。

5 本文⑤について

本文⑤は、国内裁判管轄の規律と同様の趣旨から、管轄の合意が電磁的記録によりされた場合についても、書面によりされたものとみなすこととするものである（仲裁法第13条第4項参照）。

(参考)

ブリュッセルI規則第23条第2項は、合意を永続的に記録するいかなる電子的手段による通信も書面によるものとみなしている。

6 本文⑥について

本文⑥は、管轄合意を含む契約につき、管轄合意以外の条項について無効又は取消事由がある場合であっても、管轄合意の効力には影響を及ぼさないこととするものである。仲裁法第13条第6項にも同様の規定があるが、主たる契約に関して生ずる紛争を解決するために管轄合意条項を挿入する以上は当然のこととも解される。

(参考)

管轄合意条約第3条(d)に同趣旨の規定がある。

7 本文⑦について

甲案は、一定の法律関係について、日本の裁判所を管轄裁判所とするとの合意があるときに、当事者の通常の意味は、指定した裁判所で訴訟をしようとの趣旨であるから、特に管轄を付加する合意と解すべき事情がない限り、専属的管轄の合意とみなすべきであることを根拠として、当事者が別段の定めをしない限り、専属的な管轄を定めたものとみなすべきであるとする考え方である。

他方、乙案は、国際的取引においては、専属的管轄とする旨の明示的な記載がない限り、当事者は付加的な管轄の合意をしたものと解するのが相当であるとして、特段の規律を設けないこととする考え方である。

(参考)

管轄合意条約第3条(b)には、甲案と同様の規定がある。

(注1)

外国の裁判所に専属管轄を付与する合意について、その外国の裁判所が当該事件について管轄権を有することを合意の有効要件とするか否かについては、どのように考えるか。

(参考)

- 1 最判昭和50年は、指定された外国の裁判所が、当該事件につき管轄権を有することは必要であるが、当該外国の裁判所が同種の専属管轄の合意を有効と判断することまでは要しないとしている。なお、東京地判昭和42・10・17判タ216号225頁は、船荷証券上に、運送人の選択により外国の裁判所の専属的管轄を認める合意がある場合において、運送人である被告が選択権を行使した時点において、運送人に対する損害賠償責任が免除されることとなる場合には、被告の選択権の行使は無効であるとして、日本の裁判所の国際裁判管轄を認めた。
- 2 管轄合意条約第6条(e)は、選択された裁判所が管轄権を行使しない場合には、選択された裁判所の所属する締約国以外の締約国の裁判所が訴訟を停止し又は訴えを却下する義務を有しないこととしている。

(注2)

専属管轄を付与する合意について、それがはなはだしく不合理であって公序法に反するなど、事案における具体的な事情により、合意の効力を否定すべき場合があり得るか、あり得るとして、それはどのような場合か。

(参考)

- 1 この点については、(i)指定された国と事案との関連性を欠く場合、その他、不合理な結果が生じる場合に合意の効力を否定する考え方、(ii)当事者の便宜、公平の見地からみて、合意の内容に合理性を欠く場合に合意の効力を否定する考え方、(iii)日本法に照らして公序法に違反するのであれば、合意の有効性が否定されるので特段の規律を設ける必要はないなどの考え方があり得る。
- 2 管轄合意条約は、その合意の効力を認めることが明らかな不正義をもたらすか、又は受訴裁判所所属国の公序の基本的原則に明らかに反する結果となる場合(第6条(c))、当事者が左右することができない例外的な理由により、その合意が合理的には履行できない場合(同条(d))には、選択された裁判所の所属する締約国以外の締約国の裁判所が訴訟を停止し又は訴えを却下する義務を有しないこととしている。

(注3)

日本の裁判所に専属管轄を付与する有効な合意があるにもかかわらず、日本の裁判所の管轄を否定すべき場合があり得るか、あり得るとして、それはどのような場合か。

(参考)

この点については、(i)当該事案との関連性を欠く場合に日本の裁判所の管轄を否定する考え方、(ii)当事者の便宜、公平の見地からみて、合意の内容に合理性を欠く場合に日本の裁判所の管轄を否定する考え方、(iii)特段の事情の法理等の一般的な規律に委ねるべきであるとの考え方などがあり得る。

2 応訴管轄

応訴管轄については、以下のとおりとすることでどうか。

被告が第一審裁判所において日本の裁判所の管轄に属しないとの抗弁を提出しないで本案について弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたときは、日本の裁判所は管轄権を有するものとする。ただし、訴えに係る請求について、日本の法令によれば、日本の裁判所の専属管轄に属するような管轄の原因が外国にあるときはこの限りでないものとする。

(参照条文)

- 民事訴訟法第12条 被告が第一審裁判所において管轄違いの抗弁を提出しないで本案について弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたときは、その裁判所は、管轄権を有する。
- 同法第13条 第4条第1項、第5条、第6条第2項、第6条の2、第7条及び前2条の規定は、訴えについて法令に専属管轄の定めがある場合には、適用しない。
2 (略)

(補足説明)

本文は、国内裁判管轄と同様の趣旨から、応訴管轄を認めることを提案するものである。

(参考)

- 1 本文のただし書は、法第13条第1項と同趣旨であり、専属的管轄合意は含まれないことを前提としている。
- 2 本案について弁論をした後に、外国の裁判所を管轄裁判所とする専属的管轄合意があることを理由として国際裁判管轄権の有無を争った事案において、応訴管轄を認めた例として、大阪地判昭和61・3・26判時1200号97頁がある。
- 3 ブリュッセルI規則第24条、ブリュッセル条約第18条、ルガノ条約第18条は、草案第5条には、ほぼ同趣旨の規定がある。